

第二管区海上保安本部公示第20号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年7月4日

第二管区海上保安本部長
白崎 俊介（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- （1）名 称 宮城県仙台塩釜港湾事務所
 - （2）住 所 宮城県仙台市宮城野区港三丁目1－3

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- （1）区 域 仙台塩釜港区（付図のとおり）
 - （2）期 間 令和7年7月22日から
令和7年9月30日（内2日間）

- 3 水路測量の実施方法
- GNSSによる測位、音響測深機による測深

- 4 航行船舶に対する安全措置
- 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



